(2)　国庫負担（附則第四条関係）
イ　国庫は、(1)の就職支援法事業のうち、職業訓練受講給付金に要する費用については二分の一を負担するものとした。
ロ　国庫は、イのほか、予算の範囲内において、就職支援法事業に要する費用（職業訓練受講給付金に要する費用を除く。）を負担するものとした。
(三)　経過措置及び関係法律の整備
この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、所要の規定の整備を行うものとした。（附則第六条～第一二条関係）
(四)　検討
(1)　政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、特定求職者の就職に関する支援施策の在り方について総合的に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとした。（附則第一三条第一項関係）
(2)　(1)の特定求職者の就職に関する支援施策の在り方についての検討を行うに当たっては、その支援施策に要する費用の負担の在り方について速やかに検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとした。（附則第一三条第二項関係）
9　この法律は、一部の規定を除き、平成二三年一〇月一日から施行することとした。

◇非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（政令第一四三号）

（総務省）
1　平成二三年三月一一日に発生した東北地方太平洋沖地震により行方不明となった者の生死が三箇月間分からない場合又はその者の死亡が三箇月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からない場合には、死亡に係る給付の支給に関する規定の適用については、平成二三年三月一一日に、その者は、死亡したものと推定することとした。（附則第五条関係）
2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇予防接種法施行令の一部を改正する政令（政令第一四四号）（厚生労働省）

1　平成二三年五月二〇日から平成二四年三月三一日までの間、麻しん及び風しんの定期の予防接種の対象者に高校二年生相当の年齢の者を追加することとした。（附則第三項関係）
2　平成七年六月一日から平成一九年四月一日までの間に生まれた者について、日本脳炎の定期の予防接種の対象者としての特例措置を設けることとした。（附則第四項関係）
3　東日本大震災に伴いやむを得ないと認められる場合は、定期の予防接種の対象者を拡大することとした。（附則第五項関係）
4　この政令は、公布の日から施行することとし、3については、平成二三年三月一一日から適用することとした。

法　律

預金保険法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年五月二十日

内閣総理大臣　菅　直人

法律第四十五号

預金保険法の一部を改正する法律

預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六章　破綻した金融機関の業務承継（第九十一条―第百一条）」を「第六章　破綻し第六章の二　金融機関の特定回収困難債権の買取り（第百一条の二）」に改める。

第一条中「及び破綻金融機関」を「及び破綻金融機関」に、「金融機関の破綻の処理に関し、破綻金融機関」を「破綻金融機関」に、「管理、破綻金融機関」を「管理及び破綻金融機関」に、「及び金融危機に対応するため」を「その他の金融機関の破綻の処理に関する措置、特定回収困難債権の買取りの措置並びに金融危機への対応」に改める。

第二十七条に次の一項を加える。

3　役員の任期が満了したときは、当該役員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

第三十四条中第十号を第十二号とし、第七号から第九号までを二号ずつ繰り下げ、第六号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八　第六章の二の規定による金融機関の特定回収困難債権の買取りその他同章の規定による業務

第三十四条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の二を第四号とする。

第三十七条第一項中「第六号又は第七号」を「第七号又は第九号」に改め、同条第三項中「破綻金融機関」を「破綻金融機関」に改める。

第五十八条の三の見出し中「決済用預金」を「預金等」に改め、同条第一項中「支払対象決済用預金」を「支払対象預金等」に、「の円滑」を「その他の保険事故に対処するために必要な措置の円滑な実施」に改める。

第六十九条の二第一項中「「支払対象決済用預金」とあるのは」を「支払対象預金等」とあるのは」に改める。

第六章の次に次の一章を加える。

第六章の二　金融機関の特定回収困難債権の買取り

第百一条の二　機構は、金融機関の財務内容の健全性の確保を通じて信用秩序の維持に資するため、金融機関（破綻金融機関、承継銀行及び第百十一条第二項に規定する特別危機管理銀行を除く。以下この条において同じ。）が保有する貸付債権又はこれに類する資産として内閣府令・財務省令で定める資産（以下この項において単に「貸付債権」という。）のうち、当該貸付債権の債務者又は保証人が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。）であつて当該貸付債権に係る契約が遵守されないおそれがあること、当該貸付債権に係る担保不動産につきその競売への参加を阻害する要因となる行為が行われることが見込まれることその他の金融機関が回収のために通常行うべき必要な措置をとることが困難となるおそれがある特段の事情があるもの（以下「特定回収困難債権」という。）の買取りを行うことができる。

2　機構は、前項の規定による特定回収困難債権の買取りを行う場合には、内閣総理大臣及び財務大臣があらかじめ定めて公表する基準に従わなければならない。

3　機構は、金融機関から特定回収困難債権の買取りに係る申込みがあつたときは、遅滞なく、委員会の議決を経て、当該申込みに係る特定回収困難債権の買取りを行うかどうかを決定しなければならない。

4　機構は、前項の規定による決定をしたときは、直ちに、その決定に係る事項を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

5　機構は、第三項の規定による特定回収困難債権の買取りを行う旨の決定をしたときは、当該金融機関との間で当該特定回収困難債権の買取りに関する契約を締結するものとする。